

役員報酬規程

社会福祉法人札幌正栄会

社会福祉法人札幌正栄会

役員報酬規程

- 第1条 本規定は、当法人定款第8条及び第21条により社会福祉法人札幌正栄会の役員の報酬規程について定めるものである。
- 第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。
- 第3条 役員が役員会に出席したときは、別表による報酬を支払うものとする。
- 第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、報酬を支払うことができる。
2 理事長は、業務遂行に当たる当該理事に対し、報酬を支給する金額につき、理事会の承認を要するものとする。
- 第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表による報酬を支払うものとする。
- 第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表による報酬等を支給するものとする。
- 第7条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会審議のうえ評議員会の決議を経なければならない。

附則

- この規定は、平成29年4月1日より適用する。
ただし、正式な適用については平成29年度6月開催の最初の定時評議員会の決議により運用するものとする
- この規定は、令和6年4月1日より適用する。
ただし、正式な適用については令和6年6月開催の定時評議員会の決議により運用するものとする

別 表

役 務	報酬支給金額	備 考
理事会・役員会	10,000 円	1 回の出席につき
評議員選任解任委員会	10,000 円	1 回の出席につき
評議員会	10,000 円	1 回の出席につき
監事監査及び行政監査	5,000 円	1 回の監査につき
事務作業	5,000 円	1 日の事務作業につき
研修出張等	職員旅費規程に準ずる	

※定款により、報酬については 1 日あたり 10,000 円を超えない範囲で支給する。役務が重複する場合は、役員会の出席についてのみの支給とする。